

2008年7月25日

日 本 銀 行

「当座勘定（同時決済口）基本要領」の制定等について

日本銀行は、本日開催した政策委員会において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、次世代RTGS第1期対応（日本銀行当座預金の即時グロス決済に関し、決済のために必要な資金を節約できる仕組み（以下「流動性節約機能」という。）を導入するとともに、現在、外国為替円決済制度に基づき時点ネット決済されている取引を、流動性節約機能を備えた日本銀行当座預金の即時グロス決済により処理できるようにすることをいう。）を実施するに際し、流動性節約機能を提供するために新たに設ける当座勘定にかかる業務の基本的な取扱い等を定めるものです。

記

1. 「当座勘定（同時決済口）基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 別紙1. の3. （4）イ. に規定する複数の振替の組合せを特定する方法およびロ. に規定する振替を特定する方法は、総裁が定める扱いとすること。
3. 「日中当座貸越基本要領」（平成12年10月17日決定）および「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」（平成12年10月17日決定）を、別紙2. および3. のとおり一部改正すること。

以 上

## 「当座勘定（同時決済口）基本要領」

### 1. 趣旨

この基本要領は、日本銀行当座預金決済の効率化および円滑化を図る趣旨から、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して資金の受渡しを行う取引先に対し、日銀ネットで受け付けた依頼に基づく複数の資金の受渡しを一定の組合せの下で同時に実行することを可能とするための勘定として、本行が提供する当座勘定（以下「当座勘定（同時決済口）」という。）に関する基本的事項を定めるものとする。

### 2. 利用先

当座勘定（同時決済口）は、次の各号の全てに該当する先のうち、希望する先が利用できるものとする。

- (1) 当座勘定取引について日銀ネットを利用する先であること。
- (2) 同一の金融機関等に属する営業所等の中で、当座勘定（同時決済口）を利用する唯一の先であること。

### 3. 預り金

#### (1) 利息

当座勘定（同時決済口）における預り金には利息を付さない。

#### (2) 受入れ

預り金の受入れは、利用先からの依頼に基づく当該利用先の当座勘定（当座勘定（同時担保受払時決済口）および当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。以下同じ。）からの振替または当該利用先以外の利用先からの依頼に基づくその当座勘定（同時決済口）からの振替により行う。

### (3) 払出し

預り金の払出しは、利用先からの依頼に基づく当該利用先の当座勘定への振替または当該利用先以外の利用先の当座勘定（同時決済口）への振替により行う。

### (4) 当座勘定（同時決済口）間の振替の方法

イ. 本行は、当座勘定（同時決済口）間の振替の依頼（ハ. により待ち行列に待機した振替の依頼を含む。）の中から、同時に行うことが可能な複数の振替の組合せ（利用先からの振替の依頼に基づく預り金の払出しを当該利用先以外の利用先からの振替の依頼に基づく預り金の受入れと同時に行った場合に、当該利用先の預り金が不足することのない振替の組合せをいう。）を別に定める方法により特定した場合には、当該複数の振替を同時に実行する。

ロ. 本行は、イ. により複数の振替を同時に実行しない場合であっても、単独で行うことが可能な振替（利用先からの振替の依頼に基づく預り金の払出しを行った場合に、当該利用先の預り金が不足することのない振替をいう。）を別に定める方法により特定したときは、当該振替を実行する。

ハ. 本行は、ロ. により振替を実行しない場合には、当該振替の依頼を利用先毎に設ける待ち行列に待機させる。

### (5) 業務の終了時までの預り金の払出し

預り金は、当座勘定（同時決済口）にかかる業務の終了時までには払出させるものとする。

## 4. 外国為替円決済に関する取扱い

利用先の属する金融機関（外国為替円決済制度に参加する者のうち、同制度関係事務について日銀ネットを利用するものに限る。以下同じ。）から、当該金融機関以外の金融機関（以下「相手方金融機関」という。）に対する外国為替円資金にかかる支払指図の電文の伝送の依頼があり、かつ、

当該支払指図にかかる債務の決済方法として当該金融機関が当座勘定（同時決済口）間の振替を指定する場合には、当該利用先から、その当座勘定（同時決済口）から当該相手方金融機関に属する利用先の当座勘定（同時決済口）への振替の依頼があったものとみなして、この基本要領の規定を適用する。

(附則)

この基本要領は、別に定める次世代RTGS第1期対応（日本銀行当座預金の即時グロス決済に関し、決済のために必要な資金を節約できる仕組みを導入するとともに、現在、外国為替円決済制度に基づき時点ネット決済されている取引を、当該仕組みを備えた日本銀行当座預金の即時グロス決済により処理できるようにすることをいう。）の実施日から実施する。

「日中当座貸越基本要領」中一部改正

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、日本銀行当座預金決済の円滑化を図る趣旨から、本行が当座勘定（当座勘定（同時担保受払時決済口）および当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。）における当座貸越の形態による日中流動性供与（以下「日中当座貸越」という。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

(附則)

この一部改正は、「当座勘定（同時決済口）基本要領」（2008年7月25日決定）附則に定める実施日から実施する。

「当座勘定（同時担保受払時決済口）基本要領」中一部改正

- 3. を横線のとおり改める。

3. 預り金

(1) 利息

略（不変）

(2) 受入れ

預り金の受入れは、利用先からの依頼に基づく受渡対象国債の譲渡しと同時に行う資金の入金または当該利用先の当座勘定 （当座勘定（同時担保受払時決済口）および当座勘定（同時決済口）以外の当座勘定をいう。以下同じ。）からの振替により行う。

以下略（不変）

(附則)

この一部改正は、「当座勘定（同時決済口）基本要領」（2008年7月25日決定）附則に定める実施日から実施する。